



成人式は3会場で開催します

新型コロナウイルス感染症の影響で延期していた「令和2年成人式」は、受付会場でのソーシャルディスタンスの確保などのため、市内3会場に分散して開催します。

時11月28日(土) 受付：午後1時～1時45分

■式典 午後2時～2時30分(式典後、記念撮影)

対新成人(平成11年4月2日～平成12年4月1日までに生まれた人)で、市内在住または以前に住んでいたことのある人など

■会場

出身中学校	会場
燕中学校 小池中学校 燕北中学校 燕中等教育学校 市外中学校	文化会館
吉田中学校	吉田産業会館
分水中学校	分水公民館

因式典、記念撮影(希望者に記念アルバムを販売)

※大抽選会は行いません

問社会教育課 公民館事業係(中央公民館内)

☎ 0256・63・7001

FM-NIIGATA77.5で 燕市の情報発信番組が スタートします



FM-NIIGATA77.5で、市長が燕市の誇りや魅力を全県に向けて語ります。ぜひお聴きください。

■番組名 ^{ツバメプライド} Tsubame Pride
^{チヨウゼンアカデミー} ~ Chozen Academy ~

時11月2日(月)～毎週月曜日

午後0時30分～0時50分

■出演 ^{つとむ} 鈴木力 燕市長
^{かまだ} 鎌田アレクシッチさやか さん
(FM-NIIGATAパーソナリティー)

問地域振興課 ☎ 0256・77・8361

E chiiki@city.tsubame.lg.jp



鎌田アレクシッチ
さやか さん▶

■後期農地パトロールを実施中

遊休農地の改善、違反転用防止などを目的に、農業委員が農地を巡回しています。

●期間 10～11月

前期農地パトロールの補完調査を行い、遊休農地と判定された農地などを対象に、農地法第32条に基づく利用意向調査を実施します。利用意向調査の対象となった農地については、農地中間管理機構に情報提供します。

問 農業委員会事務局 ☎ 0256・77・8251

■農業用軽油引取税免税証の交付申請について

農業用軽油引取税免税証を農家の人が交付申請する場合は、販売店から関係農家分をとりまとめて一括交付申請することができます。令和3年分の免税証の交付を希望する農家の人は、販売店での申請手続きをお願いします。

●申請場所 各販売店(農業協同組合、石油販売店など)

●12月11日(金)までに、免税証交付申請書(販売店で一括)、耕作面積証明書(農業委員会にて12月4日(金)～受付開始)、その他(免税軽油使用者証交付申請書、印鑑など)を提出

※農業用免税軽油使用者証の新規交付および更新となる人は、申請時に手数料として450円分の新潟県収入証紙が必要です。

問 三条地域振興局 課税課 免税軽油担当 ☎ 0256・36・2206

新型コロナウイルス 感染症の影響を 受けて お困りの方へ

新型コロナウイルス感染症
に関する最新情報



■生活に関する相談窓口をご利用ください

新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減ってしまい家計が苦しいなど、生活のことでお悩みはありませんか。市では、「生活困窮者自立支援事業」の相談窓口を設けています。お金・仕事・住宅など、生活に関することを専門の相談員がお話を聞きながら、解決に向けた提案やお手伝いをします。ひとりで抱え込まずに、まずはお話を聞かせてください。

問 社会福祉課 援護係(市役所1階24・25番窓口)

☎ 0256・77・8173

■国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料・国民年金保険料を減免します

国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料

新型コロナウイルス感染症の影響により、一定程度収入が減少した人の保険料(税)の減額または免除を行います。期限は令和3年3月31日(水)までですが、申請はお早めをお願いします。

■減免対象

①保険料(税)を全額免除

新型コロナウイルス感染症により、世帯の主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った場合

②保険料(税)の一部を減額

新型コロナウイルス感染症の影響により、世帯の主たる生計維持者の収入減少が見込まれる場合

●一部減額される具体的な要件(以下の要件を全て満たした人)

世帯の主たる生計維持者について

(1)事業収入や給与収入など、収入の種類ごとに見た収入のいずれかが、前年に比べて10分の3以上減少する見込みであること

(2)前年の所得の合計額が1,000万円以下であること

(3)収入減少が見込まれる種類の所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること

※申請には収入を証明する書類が必要です。

※介護保険料については、(1)および(3)の適用の場合に該当となります。

※詳細はお問い合わせください。

●「広報つばめ7月1日号」17ページ掲載の同記事内に下記の誤りがありました。お詫びして訂正します。

【誤】※介護保険料については、(1)および(2)の適用の場合に該当となります。

【正】※介護保険料については、(1)および(3)の適用の場合に該当となります。

問◎国民健康保険税・介護保険料 税務課 市民税2係 ☎ 0256・77・8144

●後期高齢者医療保険料 保険年金課 年金医療係 ☎ 0256・77・8133

新潟県後期高齢者医療広域連合 業務課 ☎ 025・285・3222

国民年金保険料

新型コロナウイルス感染症の影響により、収入源となる業務の喪失や売り上げの減少などで収入が相当程度まで下がった場合、臨時特例による免除申請が可能です。

詳しくは、日本年金機構ホームページ内の「新型コロナウイルス感染症の影響による減収を事由とする国民年金保険料免除について」をご覧ください。

問 日本年金機構ねんきん加入者ダイヤル ☎ 0570・003・004

保険年金課 年金医療係 ☎ 0256・77・8136

